

<大津さん世帯の例>

- ・世帯所得500万円未満
- ・夫婦ともに29歳以下のため補助上限60万円
- ・太郎さんが元々住んでいた住居(賃貸)に、花子さんが4月から同居
- ・4月以降に支払った家賃・共益費は5月分から9月分まで
家賃:月70,000円×5カ月=350,000円
共益費:月4,500円×5カ月=22,500円
※4月分の家賃・共益費は3月中に支払ったため補助対象外
- ・敷金等の初期費用は昨年の入居時に支払い済みのため補助対象外
- ・夫の勤務先から住宅手当が月10,000円出ているため、申請額から60,000円(住宅手当6カ月分)を差し引いて計算

申請書兼請求書

令和7年 10月 1日

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津 太郎

000-0000-0000



大津市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

1 婚姻届の提出・受理日	令和7年 8月 1日			
2 生年月日・年齢 (年齢は婚姻届の提出・受理日時点)	夫:平成9年8月2日生 28歳		妻:平成10年3月31日生 27歳	
3 転入又は転居日 (住民票を参照)	夫:令和6年 12月 1日		妻:令和7年 4月 1日	
4 所得	夫: 3,000,000円 妻: 1,800,000円		合計 4,800,000円	
5 事業内訳	住居費 (取得の場合)	円		
	住居費 (賃借の場合)	家賃	R7年 5月分から R7年 9月分までの合計額	350,000 円
		共益費	R7年 5月分から R7年 9月分までの合計額	22,500 円
		敷金		円
		礼金		円
		仲介手数料		円
		小計(A)		370,500 円
		住宅手当(B)		60,000 円
賃借費 実質負担額(A-B)		312,500 円		
6 交付申請額	※1,000円未満切捨 312,000 円			

もしこの夫婦の年齢が「39歳以下」だった場合、
上限額は30万円のため、交付申請額は「300,000円」

7 振込先	金融機関	大津 銀行・金庫 組合・農協				支店名	大津 本店 支店 出張所		
	種類	普通 当座・その他（ ）							
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	(右づめで記入)
	口座名義	フリガナ オオツ タロウ 大津 太郎							

- ※ 該当がない項目欄は空欄としてください。
- ※ 所得の欄の記入に当たり、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を控除した額を記載してください。
- ※ 住居費の欄には、申請年度の4月1日から翌年2月末日までの間に住居の取得等に要した費用であって、当該期間内に支払が完了しているものの額を記入してください。
- ※ 交付申請額の欄には、補助対象経費の合計額又は上限額のいずれか少ない額を記入してください。なお、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額としてください。

2 確認（該当する項目の□にチェックを入れてください。）

同意 及び 確認	申請者	☒ 私は、大津市税の滞納はありません。 ☒ 私は、婚姻日から起算して3年以上、大津市に居住する意思を有しています。 ☒ 私は、この要綱の規定による補助金と同種の補助金等の交付を受けたことがありません。 ☒ 私は、暴力団員ではありません。 ☒ 私は、勤務先からの住宅手当の給付を受けておりません（給付を受けている場合は、大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書を提出します。）。 ☒ 私は、生活保護による住宅扶助その他法令に基づく補助金等の交付を受けておりません。 ☒ 私は、補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の市税に関する公簿を閲覧し、及び調査すること並びに生活保護の受給状況を調査することに同意します。 申請者氏名 大津 太郎
	配偶者	☒ 私は、大津市税の滞納はありません。 ☒ 私は、婚姻日から起算して3年以上、大津市に居住する意思を有しています。 ☒ 私は、この要綱の規定による補助金と同種の補助金等の交付を受けたことがありません。 ☒ 私は、暴力団員ではありません。 ☒ 私は、勤務先からの住宅手当の給付を受けておりません（給付を受けている場合は、大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書を提出します。）。 ☒ 私は、生活保護による住宅扶助その他法令に基づく補助金等の交付を受けておりません。 ☒ 私は、補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の市税に関する公簿を閲覧し、及び調査すること並びに生活保護の受給状況を調査することに同意します。 配偶者氏名 大津 花子

3 添付書類

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 申請者等の住民票（個人番号の記載がないもの）
- (3) 申請者等の申請年度における所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (5) 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し及びこれらの契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居を取得するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を取得した場合に限る。）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し及び当該契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居を賃借するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を賃借している場合に限る。）
- (7) 大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書（様式第2号。申請者等が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合に限る。）
- (8) 補助金の振込先口座を確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類